

平成18年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 越村 敏昭

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書またはインターネットにより、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

【議決権行使書により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年6月28日（水曜日）の当社営業時間終了時（午後5時45分）までに到着するようにご返送ください。

【インターネットにより議決権を行使される場合】

議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードおよびパスワードにより、画面の案内にしたがって平成18年6月28日（水曜日）の当社営業時間終了時（午後5時45分）までに賛否をご投票ください。

なお、お手続の際には、39ページに記載の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目24番1号
Bunkamura オーチャードホール（東急文化村）
3. 目的事項
報告事項
 1. 平成18年3月31日現在の貸借対照表ならびに第137期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書および損益計算書の内容報告について
 2. 平成18年3月31日現在の連結貸借対照表および第137期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告について決議事項 第1号議案 第137期利益処分案の承認について
第2号議案 定款の一部変更について

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書またはインターネットにより議決権を行使いただく際の取り扱いは次のとおりとさせていただきます。
 - ①インターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
 - ②議決権行使書とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきます。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、その代理人の数は議決権を有する株主1名とさせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 2. 株主総会参考書類、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、ただちに、当社ホームページ (<http://www.tokyu.co.jp/>) に修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

株主総会参考書類

議案の提出者

東京急行電鉄株式会社

取締役社長 越 村 敏 昭

議案および参考事項

第1号議案 第137期利益処分案の承認について

利益処分案は、28ページに記載してあります。

利益処分につきましては、株主の皆様への安定的な配当の継続を重視するとともに、長期にわたる設備投資計画の着実な推進と環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に配慮することを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、中間配当金と同額の1株あたり2円50銭といたしたいと存じます。

役員賞与につきましては、当期の業績等を総合的に勘案し、当期末時の取締役14名および監査役5名に対し、役員賞与71,000,000円（うち監査役賞与12,000,000円）を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更について

1. 変更の理由

(1) 株主の皆様には信を問う機会を増やすとともに、経営環境の変化に対応した経営体制を機動的に構築することができるよう、現行定款第19条（任期）に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、平成17年6月29日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は2年とする旨の附則を新設するものであります。

(2) 平成18年5月1日に施行された「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）およびその他関連法令に基づき、次のとおり変更を行うものであります。

①単元未満株式についての権利（変更案第10条）

単元未満株式を有する株主が、単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、新設するものであります。

②株主総会参考書類等のインターネット開示（変更案第16条）

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示することができるよう、新設するものであります。

③議決権の代理行使（変更案第18条）

議決権の代理行使を行う際、その代理人の数を1名と定めるため、現行定款第13条を変更するものであります。

④取締役会の書面等による決議（変更案第25条）

取締役会を機動的に運営するため、その決議につき書面または電磁的記録により行うことができるよう、新設するものであります。

⑤社外取締役および社外監査役との責任限定契約（変更案第29条・第35条）

社外取締役および社外監査役にふさわしい人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう、新設するものであります。なお、社外取締役との間で当該契約の締結を可能とする本規定の新設を本総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

⑥会計監査人の選任および任期（変更案第6章・第36条・第37条）

会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任および任期を定めるため、新設するものであります。

⑦その他、必要な規定の新設または削除、用語、引用条文および字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を下記変更案のとおり変更いたしたいと存じます。

なお、現行定款中、変更のない条文、章数および条数のみの変更の場合は、記載を省略いたしております。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(新 設)	(機 関)
	第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) 取 締 役 会
	(2) 監 査 役
	(3) 監 査 役 会
	(4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 本会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による <u>ことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都に於て発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による <u>公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(会社が発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 <u>本公司が発行する株式の総数は 18 億株とする。</u>	第 6 条 <u>本公司の発行可能株式総数は、18 億株とする。</u>
(新 設)	(株券の発行)
(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第 5 条の 2 <u>本公司の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。</u>	第 8 条 <u>本公司の単元株式数は、1,000 株とする。</u>
本公司は 1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	本公司は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 6 条 <u>本公司は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u>	第 9 条 <u>本公司は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>
(新 設)	(単元未満株式についての権利)
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
第 7 条 <u>本公司の単元未満株式を有する株主（株主には実質株主を含む。以下同じ。）は株式取扱規則に定め</u>	第 10 条 <u>本公司の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u> 第 11 条 <u>本公司の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>るところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。 本会社の株主名簿及び実質株主名簿(以下「株主名簿等」という)ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。 単元未満株式の買取り及び買増しは名義書換代理人にこれを取扱わせる。</p> <p>(株式の取扱) 第9条 本会社の株式の取扱、単元未満株式の買取り及び買増しについては、取締役会が定める株式取扱規則による。</p> <p>(基 準 日) 第10条 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか必要ある場合は予め公告して、基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式の取扱) 第13条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第16条 本会社は、株主総会の招集に</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決 議)</p> <p>第12条 株主総会の決議は出席株主の議決権の過半数をもってする。<u>但し法令の定めによるべき場合、又は本定款に別段の定めがある場合にはその定めによる。</u></p> <p><u>商法第343条に定める特別決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会に於て、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、<u>その代理人は議決権を有する株主に限る。但し株主又は代理人は本会社に委任状を提示し、その代理権を証明することを要する。</u></p> <p>(議 事 録)</p> <p>第16条 株主総会の議事は議事録に記載又は記録し、議長と出席した取締役がこれに記名捺印し、又は電子署名するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(選 任)</p> <p>第18条 取締役選任の決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会に於て、その議決権の過半数をもって行い累積投票によらないものとする。</p>	<p>際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決 議)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第19条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>補欠又は増員として就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集) 第20条 取締役会招集の通知は会日の7日前に各取締役及び各監査役に対し発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会招集の通知は、会日の一週間前までに各取締役および各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(代表取締役) 第22条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。但し取締役社長は代表取締役でなければならない。</p>	<p>(取締役会の書面等による決議) 第25条 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(代表取締役) 第27条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。 取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第29条 本会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(選 任) 第25条 監査役選任の決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会に於て、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(選 任) 第31条 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第26条 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として就任した監査役の任期は前任者の任期が満了すべき時までとする。</p>	<p>(任 期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(監査役会の招集) 第27条 監査役会招集の通知は会日の7日前に各監査役に対し発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集) 第33条 監査役会招集の通知は、会日の一週間前までに各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約) 第35条 本社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p>(選 任) 第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任 期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p>
<p>(利益配当) 第31条 本社は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は質権者に対して利益配当金</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>前項のほか、基準日を定めて剰余金</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>を支払う。</p> <p>(中間配当) <u>第32条</u> 本会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は質権者に対して商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「<u>中間配当</u>」という）をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) <u>第33条</u> 利益配当金又は中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社に帰属する。</p> <p>(転換社債の転換の時期と配当) <u>第34条</u> 転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金又は中間配当金の支払については、転換の請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p>	<p>の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) <u>第41条</u> 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第42条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社に帰属する。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>附 則</u> <u>第23条</u>の定めにかかわらず平成17年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとする。 この附則は、期日経過後、削除する。</p>

以 上

営業報告書

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

I 営業の概況

1. 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、企業収益の回復による設備投資の増加や、雇用・所得環境の改善などにより個人消費も緩やかに拡大するなど、景気は回復傾向を強めながら推移いたしました。

このような状況にあつて、当社は、当期を初年度とする中期3か年経営計画に基づき諸施策を鋭意進め、各事業にわたり積極的な営業活動を展開するとともに、経営の効率化を図り、業績の向上に努めてまいりました。

当期の営業収益は、前期と比べ1.5%減少して2,444億3千4百万円、営業利益は、前期と比べ11.3%増加して638億4百万円、経常利益は、前期と比べ17.4%増加して542億2千2百万円となりました。これに株式売却益等の特別利益、子会社株式評価損等の特別損失を計上し、当期純利益は、前期と比べ60.9%増加して376億5千6百万円となりました。

以下、各事業についてご報告いたします。

(1) 鉄軌道事業

鉄軌道事業におきましては、輸送人員は、前期と比べ1.1%増加して9億9千5百万人となりました。営業収益は、前期と比べ1.6%増加して1,382億1百万円、営業利益は、前期と比べ4.3%増加して357億1千5百万円となりました。

本年3月、大井町線で発生いたしました列車走行中の客室・乗降用扉の開扉事故におきましては、乗車中のお客さまにお怪我はなかったものの、安全に係わる極めて重大な事故と認識しており、お客さまならびに株主の皆様にも多大なご心配をおかけいたしましたことについて深くお詫び申し上げます。なお、原因につきましては、現在、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会において調査中であります。当社では、事故発生直後より全車両の点検を行い、異常がないことを確認いたしました。緊急対策として事故車両と同型式の全ての車両について点検頻度を増やすとともに、機器等の改修を進めております。今後このような事故を二度と起こさないよう、安全運行に努めてまいります。

当期は、お客さまが駅を安全、快適にご利用いただけるよう、ホーム、コンコース、トイレなどに防犯ボタンを設置したほか、防犯カメラなどの増設を行いました。また、耐震補強工事については、高架橋等で実施したほか、田園都市線の首都高速道路と一体構造となっているトンネル区間においても着手いたしました。

サービス面では、昨年6月、大井町線、池上線、東急多摩川線および世田谷線において、ダイヤ改正を実施し、日中時間帯の列車の増発や乗り換え時の待ち時間の短縮を図りました。本年3月には、東横線で平日朝・夕の通勤特急を増発したほか、田園都市線の早朝・夜間の列車増発や、こどもの国線

の増発による接続時間の改善等を行い、お客さまの利便性向上に努めました。また、昨年5月に田園都市線で、7月に東横線で女性専用車両を導入いたしました。

平成19年3月の利用開始を目指して、東日本旅客鉄道㈱を含む首都圏の鉄道・路線バスを1枚のICカード乗車券で利用できるシステムの開発を、関係事業者間において鋭意進めております。なお、この新しいカードの名称を「PASMO（パスモ）」に決定いたしました。

駅施設については、当期も引き続き、自由が丘駅などでエレベーター、エスカレーターを設置したほか、多機能トイレを順次設置するなどバリアフリー化を推進いたしました。当期末で鉄道線88駅のうちエレベーターを58駅に、エスカレーターを33駅に、多機能トイレを62駅に設置しております。平成22年度までに全駅のバリアフリー化を完了する予定です。

車両については、当社の標準車両である5000系を当期は東横線に16両、田園都市線に9両を導入し、そのうち、田園都市線では、朝ラッシュ時の遅延防止と混雑感の軽減を目指し6ドア・座席格納車両を2両導入いたしました。

工事面では、東横線の抜本的な輸送力増強を図るために実施している「目黒線目黒～多摩川間改良工事および東横線多摩川～日吉間複々線化工事」において、武蔵小杉～日吉間での工事を順調に進めました。この工事に伴い、本年9月、元住吉駅は、バリアフリー化に加え、太陽光発電システムの設置や雨水の利用、駅構内の緑化など、環境に配慮した駅に生まれ変わります。

田園都市線の混雑を緩和するための抜本的な対策として実施している「大井町線大井町～二子玉川間改良工事および田園都市線二子玉川～溝の口間複々線化工事」において、大井町駅改良工事が完成したほか、二子新地～溝の口間の工事も順調に進捗いたしました。なお、旗の台駅では、本年3月にエレベーター、エスカレーターを設置したことにより、大井町線・池上線間の乗り換えの利便性が向上いたしました。

東横線のさらなる混雑緩和と利便性向上を図るために特定都市鉄道整備事業計画の認定を受けて実施している、「東横線渋谷～横浜間改良工事」におきましては、平成24年度の東京メトロ13号線との相互直通運転開始を目指して、渋谷～代官山間地下化工事を進めました。「東横線渋谷～横浜間改良工事」が完成いたしますと、池袋～新宿～渋谷～横浜が1本の路線でつながることとなり、鉄道ネットワークがさらに充実するとともに、朝ラッシュ時の東横線の混雑緩和、所要時間の短縮が図られます。

東京都から受託している「目黒線目黒～洗足間立体交差工事」におきましては、不動前～洗足間の地下化工事が順調に進捗し、本年7月に地下化する予定です。これにより、既に立体交差化した2か所を含む18か所の踏切がなくなり、安全性の向上と交通渋滞の解消が図られます。

安全は、当社の全ての事業の根幹であると位置づけ、全社を挙げて安全確保に向け、取り組みを続けておりますが、特に鉄軌道事業に関わる従業員には、安全輸送の確保が第一であることを周知・徹底し、お客さまに安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

(2) 不動産事業

不動産販売事業におきましては、多摩田園都市を中心に建売住宅・戸建用地およびマンションの販売がそれぞれ好調に推移いたしました。建売住宅では、横浜市青葉区で「ジェネヒルあざみ野」、「エマージュ市が尾」、平塚市で「湘南めぐみが丘」等の販売を行い、マンションでは、「ドレッセあざみ野エスタフレンテ」、「ドレッセ荏田北フォーネ」等が竣工したほか、「ドレッセ美しの森フロラージュ」等の分譲を実施いたしました。

本年3月、川崎市宮前区の犬蔵地区（17万9千㎡）および伊勢原市の稲荷久保第二地区（1万2千㎡）で実施していた二つの土地区画整理事業が竣工いたしました。

不動産販売事業の営業収益は、前期と比べ12.2%減少して549億1千5百万円となりました。

不動産販売事業につきましては、環境に配慮した住宅やライフスタイルの多様化に対応した住宅を供給するなど、美しく快適な住環境の創造に引き続き努めてまいりたいと存じます。

不動産賃貸事業におきましては、オフィス、商業施設の賃貸ビルにおいて物件特性に応じたきめ細かなテナント募集活動やリニューアルを実施し、競争力の強化に努め、物件の価値の向上を図りました。また、さまざまな手法を用いて、都心のオフィスビルなど5棟を取得したほか、プロパティマネジメントを受託するなど、収益力の拡大に向けた取り組みを進めました。

本年3月には、田園都市線南町田駅前のショッピングセンター「グランベリーモール」にシネマコンプレックスを含む新棟「オアシス スクエア」（地上4階建・延床面積2万4千㎡）をオープンいたしました。また、田園都市線長津田駅構内では、商業施設をリニューアルするなど、駅機能の活性化を図りました。なお、本年4月、横浜市青葉区の東急嶮山スポーツガーデンの隣接地に、インドアテニススクール「ジュノテニスドーム嶮山」をオープンいたしました。

不動産賃貸事業の営業収益は、前期と比べ3.1%増加して513億1千7百万円となりました。

昨年11月には、田園都市線たまプラーザ駅周辺開発計画に着手いたしました。この計画は、駅部分を含む社有地および鉄道上部に人工地盤を設置し、新たに低層の商業モールを建設するとともに、駅周辺の都市機能の整備を総合的に実施するものであります。商業施設と鉄道施設を一体的に開発することで、鉄道路線を挟んだ街の南北を一体化し、多摩田園都市エリアの拠点である、たまプラーザの街全体の活性化を目指します。また、二子玉川駅東側周辺地区では、事業主体である二子玉川東地区市街地再開発組合に参画し、商業施設、オフィスおよびマンションを建設する再開発事業に鋭意取り組んでまいります。さらに渋谷では、昨年12月に渋谷駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されたことで、渋谷駅周辺開発に向けた取り組みを本格的にスタートできることとなりました。地域・行政との連携などにより、渋谷の街の魅力を一層高め、街全体の価値向上に向けた取り組みを行っております。

不動産事業全体の営業収益は、前期と比べ5.4%減少して1,062億3千2百万円となりましたものの、営業利益は、前期と比べ21.7%増加して280億8千9百万円となりました。

2. 対処すべき課題

当社および東急グループは、当期を初年度とする中期3か年経営計画に基づき、沿線での事業連携による収益構造の変革と持続的成長の実現に向けた取り組みを進めております。具体的には沿線における交通事業、不動産事業およびリテール関連事業の3つをコア事業と位置づけ、これらの事業の連携によって相乗効果を発揮し競争優位性を確保することを基本戦略におくとともに、3つの個別成長戦略を掲げております。

その1つめの「エリア戦略の深化」では、沿線を「渋谷・山手エリア」、「田園都市エリア」、「東横エリア」、「池上・多摩川エリア」の4つに区分し、沿線にお住まいの方、鉄道のお客さま、商業・事業の現状をそれぞれ把握し、詳細な特性分析をおこなうとともに、部門横断的な構成員からなるエリア戦略推進委員会を社内を設置し、分析結果に基づく事業戦略を立案推進していく体制を整備しております。

2つめの「沿線拠点開発の展開」では、たまプラーザ駅周辺開発計画の推進、二子玉川東地区市街地再開発組合への参画、その他主要駅周辺における開発事業に取り組んでおります。また、渋谷では、駅周辺地域が都市再生緊急整備地域の指定を受け、開発計画立案に向けて本格的な取り組みを推進しております。

3つめの「リテール関連事業の推進」では、当社およびグループ各社を構成員とするリテール関連事業推進会議を設置し、東急線沿線におけるグループ商業施設の戦略的配置などを全体最適の観点から推進するための基本戦略を策定いたしました。また、本年4月より、「TOP&（トップアンド）」の名称で、グループ共通のポイントカードサービスをスタートいたしました。今後、ICカード乗車券「PASMO（パスモ）」と連携し、さまざまな企業との提携などにより、お客さまの利便性の向上を図るとともに、その価値を一層高めてまいります。

この3つの個別成長戦略を推進していくことで、当社およびグループ企業の収益構造をより強固なものとし、持続的成長に結びつけてまいりたいと存じます。

当社および東急グループは企業市民として、その社会的責任の重要性を認識し、CSR経営を推進しており、引き続き企業倫理の遵守、地球環境保全活動および各種社会貢献活動の推進などに努めてまいります。加えて、グループ経営方針である「コンプライアンス経営によるリスク管理」に基づく取り組みを踏まえ、さらなる推進・高度化を進めるべく、本年4月27日開催の取締役会で「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」を決議しております。これらにより、経営の透明性、業務の適正性、財務報告の信頼性を一層高め、企業価値の最大化に努めてまいりたいと存じます。

資本市場における突然の株式の大量買付けにより対象会社の企業価値・株主共同の利益が損なわれる事態が懸念されております。こうした状況に鑑み、株主の皆様をはじめとする当社のステークホルダーの皆様にご理解いただけるような対応策を検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいりたいと存じます。

3. 設備投資の状況

当期の設備投資総額は884億5千6百万円であり、主なものは次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

①鉄軌道事業

「大井町線大井町～二子玉川間改良工事および田園都市線二子玉川～溝の口間複々線化工事」のうち

- ・大井町駅改良工事

鉄道車両25両購入

②不動産事業

パークサイドビル愛宕取得

秀和第3虎ノ門ビル取得

秀和第2虎ノ門ビル取得

グランベリーモール「オアシス スクエア」新築

(2) 建設中の主な工事

①鉄軌道事業

「目黒線目黒～多摩川間改良工事および東横線多摩川～日吉間複々線化工事」のうち

- ・武蔵小杉～日吉間線路増設工事

「東横線渋谷～横浜間改良工事」のうち

- ・渋谷駅～代官山駅間地下化工事

「大井町線大井町～二子玉川間改良工事および田園都市線二子玉川～溝の口間複々線化工事」のうち

- ・二子玉川～溝の口間複々線化工事
- ・旗の台駅改良工事

「目黒線目黒～洗足間立体交差工事」

②不動産事業

「たまプラーザ駅周辺開発計画」

4. 資金調達の状況

当期の設備資金、社債償還資金に充当するため、日本政策投資銀行等から所要の借入れを行いました。

当期末の社債および借入金の合計額は8,934億4千3百万円となり、前期末に比べて763億7百万円の減少となりました。

5. 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第134期 (平成14年度)	第135期 (平成15年度)	第136期 (平成16年度)	第137期(当期) (平成17年度)
営業収益	297,845百万円	240,208百万円	248,272百万円	244,434百万円
当期純利益	6,950百万円	△63,106百万円	23,405百万円	37,656百万円
1株 当たり 当期純利益	6.07円	△55.57円	20.45円	31.89円
総資産	1,616,202百万円	1,511,775百万円	1,478,948百万円	1,466,818百万円
純資産	273,182百万円	222,955百万円	237,441百万円	287,663百万円

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出し、当期純利益より役員賞与金を控除しております。
3. 第135期の営業収益の減少は、ホテル事業の営業譲渡等によるものであり、当期純利益の減少は、子会社株式評価損、減損損失等の多額の特別損失を計上したことなどによるものであります。総資産の減少は、固定資産の売却などによるものであり、純資産の減少は、当期純損失によるものであります。
4. 第136期の営業収益の増加は、不動産販売事業の増収等によるものであり、純資産の増加は、当期純利益によるものであります。
5. 第137期（当期）の純資産の増加は、当期純利益の増加等によるものであります。

Ⅱ 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 主な事業内容

当社は東京都渋谷区に本社を置き、次の事業を行っております。

(1) 鉄軌道事業

鉄道は東京西南部から神奈川県にわたり、旅客輸送を行っております。

軌道は東京都世田谷区において専用の軌道により、旅客輸送を行っております。

路線は次のとおりであります。

線名	区間	駅数	営業キロ
東横線	渋谷～横浜	21 駅	24.2 ^{km}
目黒線	目黒～武蔵小杉	11	9.1
田園都市線	渋谷～中央林間	27	31.5
大井町線	大井町～二子玉川	15	10.4
池上線	五反田～蒲田	15	10.9
東急多摩川線	多摩川～蒲田	7	5.6
こどもの国線	長津田～こどもの国	3	3.4
世田谷線	三軒茶屋～下高井戸	10	5.0
合計		98	100.1

(注) 1. 営業用車両は、1,074両（鉄道1,054両、軌道20両）であり、そのうち630両はリース車両であります。

2. 各線に重複する駅は、1駅で計上しております。

3. 東横線は、東京メトロ日比谷線、横浜高速鉄道みなとみらい線と直通運転を行い、相互乗り入れを実施しております。

4. 目黒線は、東京メトロ南北線、都営三田線、埼玉高速鉄道線と直通運転を行い、相互乗り入れを実施しております。

5. 田園都市線は、東京メトロ半蔵門線、東武伊勢崎線・日光線と直通運転を行い、相互乗り入れを実施しております。

6. 世田谷線は、軌道であります。

(2) 不動産事業

①不動産販売事業

多摩田園都市をはじめ、神奈川県平塚市、同伊勢原市、福岡県筑紫野市、同小郡市、大分県由布市等で宅地を造成販売し、住宅等の建設販売を行っております。

建設事務所 1（神奈川県）

営業所 2（東京都1 福岡県1）

このほか、タイムシェアリゾート事業の宿泊施設として、ビッグウィーク（京都、軽井沢、蓼科、伊豆高原、箱根強羅、伊豆今井浜）があります。

②不動産賃貸事業

東京都、横浜市、川崎市等でビル等の賃貸を行うほか、スポーツ施設、ホテル、ゴルフ場等の賃貸、旅行センター、カルチャースクール等の運営を行っております。

主な施設は次のとおりであります。

賃 貸	ビル等 (オフィス、商業、複合施設等)	東急銀座ビル、東急五反田ビル、渋谷東口ビル、たまプラーザ東急ショッピングセンター、町田ターミナルプラザ、東急中央林間ビル、香林坊第一開発ビル、東急渋谷駅前ビル、東急すすき野ビル、東急日吉駅ビル、キャロットタワー、渋谷マークシティ、青葉台東急スクエア、東急スクエアガーデンサイト、グランベリーモール、JR東急目黒ビル、クイーンズスクエア横浜、あざみ野三規庭、秀和第2虎ノ門ビル、秀和第3虎ノ門ビル、パークサイドビル愛宕
	スポーツ施設	田園テニス倶楽部、東急ゴルフパークたまがわ、スイング碑文谷、東急スイミングスクール(たまがわ、たまプラーザ)、東急嶮山スポーツガーデン、東急有馬テニスクラブ、アトリオあざみ野、アトリオドゥーエ碑文谷、ジュノテニスドーム嶮山
	ホテル	今井浜東急リゾート、宮古島東急リゾート
	ゴルフ場	東急セブンハンドレッドクラブ、ファイブハンドレッドクラブ、グランドオークゴルフクラブ、白浜ビーチゴルフ倶楽部、湯布高原ゴルフクラブ、エメラルドコーストゴルフリンクス
運 営	旅行センター	東急旅行センターテコプラザ(渋谷、武蔵小杉、日吉、綱島、菊名、横浜、目黒、大井町、自由が丘、二子玉川、溝の口、あざみ野、青葉台、長津田、中央林間、三軒茶屋、たまプラーザ東急SC)
	カルチャースクール	東急セミナーBE(渋谷、雪が谷、青葉台)
	その他	ランキンランキン(渋谷、自由が丘、あざみ野、大手町、上大岡、福岡天神、北千住)

また、社有地の活用、不動産有効利用のコンサルティング業務を行っております。

営業所 2 (神奈川県 2)

2. 株式の状況

(1) 発行株式

①会社が発行する株式の総数 18億株

②発行済株式総数 1,187,111,041株 (前期末比 42,063,886株増)

(注) 発行済株式総数の増加は、(株)東急百貨店との株式交換によるもの(36,164,728株増)、ならびに第51回無担保転換社債の転換によるもの(5,899,158株増)であります。

(2) 株主数 94,075名 (前期末比 15,639名増)

(Capital International Limited) (14,652千株)
 キャピタル・インターナショナル・インク
 (Capital International Inc.) (8,537千株)
 キャピタル・インターナショナル・エス・エイ
 (Capital International S.A.) (1,712千株)

②保有株式数（総数） 81,648千株

③株券保有割合 6.88%

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

①取得株式

普通株式 660,325株
 取得価額の総額 403百万円

②処分株式

普通株式 437,255株
 処分価額の総額 241百万円

③決算期における保有株式

普通株式 1,484,304株

3. 従業員の状況

区 分	人 数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
男 性	3,202名	8名増	38歳 5 か月	18年 4 か月
女 性	306名	5名増	35歳 4 か月	11年 9 か月
計	3,508名	13名増	38歳 1 か月	17年 9 か月

4. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東急車輛製造(株)	14,047	100.0	鉄道車両関連業
(株)東急ストア	10,838	39.8	チェーンストア業
(株)東急百貨店	10,000	100.0	百貨店業
東急バス(株)	3,300	100.0	バス業
(株)ながの東急百貨店	2,368	54.8	百貨店業
(株)東急ホテルズ	1,000	100.0	ホテル業
伊豆急行(株)	90	100.0	鉄道業

(注) 1. 出資比率は、間接保有分を含んでおります。

2. (株)東急ストアについては議決権比率では40.4%となり、子法人等と判定いたしております。

(2) 企業結合の経過

- ① (株)東急百貨店は、平成17年4月1日株式交換により、当社の完全子会社となりました。
- ② (株)東急ホテルズは、(株)東急ホテルチェーンが平成17年4月1日会社分割により、同社のホテル事業に係る諸部門を(株)東急ホテルマネジメントへ承継し、同日(株)東急ホテルマネジメントが商号変更したものであります。
- ③ 当社は、東急ロジスティック(株)の株式につき、公開買付けへの応募により、平成17年6月21日当社が保有する同社の全株式を(株)エスピーエスに譲渡いたしました。

(3) 企業結合の成果

当期の連結決算におきましては、連結対象会社は、当社、(1)に記載の7社を含めた連結子法人等196社(前期比10社減)、持分法適用会社22社(前期比2社減)で構成され、交通事業、不動産事業、リテール事業、レジャー・サービス事業、ホテル事業、その他事業の各分野で事業を行っております。

当期の連結営業収益は1兆3,885億5千4百万円(前期比31.5%増)、連結経常利益は740億5千2百万円(前期比10.5%増)、連結当期純利益は419億6千2百万円(前期比18.4%増)となりました。

5. 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先の有する 当社の株式数	議決権比率
	百万円	千株	%
日本政策投資銀行	277,645	—	—
中央三井信託銀行株式会社	39,112	28,357	2.4
株式会社三菱東京UFJ銀行	37,220	21,477	1.8
日本生命保険相互会社	33,478	73,856	6.3
三菱UFJ信託銀行株式会社	33,446	25,108	2.2
第一生命保険相互会社	32,722	83,183	7.1
住友信託銀行株式会社	31,791	19,457	1.7
株式会社みずほコーポレート銀行	31,035	20,236	1.7

(注) 上記株式数は、株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株式数を記載しております。

6. 取締役および監査役

地位および氏名	担当・役職または主な職業
☆取締役 会長 上 條 清 文	社長室、リゾート事業部担当 鉄道事業本部担当、鉄道事業本部長 財務戦略室担当、財務戦略室長 エリア開発本部、住宅事業部、渋谷 開発本部担当 経営統括室担当、経営統括室長 調査役 情報・コミュニケーション事業部担当、 情報・コミュニケーション事業部長 ビル事業部、リテール関連事業推進 会議事務局担当、ビル事業部長、リ テール関連事業推進会議事務局統括 部長 東武鉄道(株)取締役社長 東映(株)相談役 東急不動産(株)取締役社長 第一生命保険(相)相談役 東京海上日動火災保険(株)相談役 日本生命保険(相)取締役社長
☆取締役 社長 越 村 敏 昭	
専務取締役 五十嵐 正	
専務取締役 *八 方 隆 邦	
専務取締役 *鈴 木 克 久	
専務取締役 中 原 徹 郎	
専務取締役 *安 達 功	
取締役相談役 清 水 仁	
取締役 五 島 哲 泰	
取締役 *桑 原 常 泰	
取締役 *木 下 雄 治	
※①取締役 根 津 嘉 澄	
※①取締役 岡 田 茂	
※①取締役 植 木 正 威	
※②常勤監査役 山 田 匡 通	
常勤監査役 垣 本 謙 一 郎	
※②監査役 櫻 井 孝 穎	
※②監査役 河 野 俊 二	
※②監査役 岡 本 罔 衛	

- (注) 1. ☆印を付した取締役は、代表権を有しております。
2. ※①印を付した取締役は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. ※②印を付した監査役は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
4. 平成17年4月21日、監査役伊藤 助成氏は逝去されました。
5. 平成17年6月29日、西本 定保は代表取締役専務取締役を、竹岡 宏、長山 昭一郎、杉田 芳樹、磯崎 浩亮、和田 哲、波戸 覚は取締役を、それぞれ任期満了により退任いたしました。
6. 平成17年6月29日、岡本 罔衛は、監査役に新たに選任され就任いたしました。
7. 平成17年6月29日、代表取締役会長清水 仁は取締役相談役に、代表取締役社長上條 清文は代表取締役会長に、代表取締役専務取締役越村 敏昭は代表取締役社長に、常務取締役五十嵐 正、常務取締役八方 隆邦、常務取締役鈴木 克久、常務取締役中原 徹郎、常務取締役安達 功は専務取締役に、それぞれ就任いたしました。
8. 当社は、執行役員制度を導入しており、*印を付した取締役は、執行役員を兼務しております。

〈ご参考〉

上記の取締役兼務者以外の執行役員は、次の8名となっています。
 大井 明、内藤 雅名、津崎 卓生、小野木 喜博、吉田 創、金安 重行、高橋 遠、巴 政雄

なお、平成18年4月1日、今村 俊夫が、執行役員に新たに就任いたしました。

9. 平成18年4月1日、取締役の一部について担当・役職の変更を行い、次のとおりとなりました。*印を付した取締役は、執行役員を兼務しております。

(変更のあった取締役のみを記載しております。)

地 位 お よ び 氏 名	担当・役職または主な職業
専務取締役 五十嵐 正 専務取締役 *八 方 隆 邦	鉄道事業本部担当、技師長、鉄道事業本部長
専務取締役 *安 達 功	社長室、経営統括室担当、経営統括室長
取 締 役 *桑 原 常 泰	情報・コミュニケーション事業部、リゾート事業部担当、情報・コミュニケーション事業部長
取 締 役 *木 下 雄 治	ビル事業部、リテール関連事業推進会議事務局担当、ビル事業部長、リテール関連事業推進会議事務局長

7. 会計監査人に対する報酬等の額

- (1) 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
221,110千円
- (2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
205,860千円
- (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
48,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分はできませんので、(3)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年1月27日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月1日付をもって、当社の100%子会社である渋谷開発株式会社を商法第413条ノ3第1項に定める簡易合併の方式により吸収合併いたしました。渋谷開発株式会社は、当社と共有する「東急百貨店東横店」などの資産を所有し、不動産賃貸事業を営んでおりました。この合併は、当社に経営資源を集中し、経営の効率化を図るためのものであります。これにより、当社が渋谷開発株式会社から受け入れた純資産と同社株式(抱合せ株式)の帳簿価額との差額を翌期に特別損失として8,744百万円計上する予定です。

貸 借 対 照 表

平成 18 年 3 月 31 日

(単位：百万円、単位未満切捨)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	152,919	流 動 負 債	372,404
現金・預金	2,221	短期借入金	169,838
未収運賃	1,047	一年以内償還社債	43,500
未収収金	12,791	一年以内償還転換社債	22,000
未収収益	1,698	未払金	13,262
短期貸付金	26,664	未払費用	7,030
分譲土地建物	79,550	未払消費税等	812
貯蔵品	2,915	未払法人税等	802
前払費用	484	預り連絡運賃	2,994
繰延税金資産	14,114	預り金	21,109
その他の流動資産	11,430	前受運賃	10,862
		前受金	72,766
固 定 資 産	1,313,899	賞与引当金	3,828
鉄軌道事業固定資産	414,844	その他の流動負債	3,596
不動産事業固定資産	244,212	固 定 負 債	776,612
各事業関連固定資産	10,433	社債	216,300
建設仮勘定	166,012	転換社債	26,429
投資その他の資産	478,396	長期借入金	415,375
子会社株式	215,534	役員退職慰労引当金	552
投資有価証券	176,191	長期繰延税金負債	13,971
出資資金	2	その他の固定負債	103,983
長期貸付金	28,254	特別法上の準備金	30,137
長期前払費用	4,726	特定都市鉄道整備準備金	30,137
前払年金費用	50,009	負 債 合 計	1,179,154
その他の投資等	7,260	資 本 金	110,608
貸倒引当金	△ 3,583	資 本 剰 余 金	102,541
		資本準備金	57,755
		その他資本剰余金	44,785
		資本金及び資本準備金減少差益	44,674
		自己株式処分差益	111
		利 益 剰 余 金	52,329
		当期未処分利益	52,329
		株式等評価差額金	22,915
		自己株式	△ 7,631
		資 本 合 計	287,663
資 産 合 計	1,466,818	負 債 及 び 資 本 合 計	1,466,818

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 425,153百万円
2. 事業用固定資産
- | | |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 644,613百万円 |
| 土地 | 251,657百万円 |
| 建物 | 160,894百万円 |
| 構築物 | 189,161百万円 |
| 車両 | 21,382百万円 |
| その他 | 21,517百万円 |
| 無形固定資産 | 24,876百万円 |
3. 子会社に対する短期金銭債権 42,056百万円
子会社に対する長期金銭債権 29,415百万円
4. 子会社に対する短期金銭債務 13,458百万円
子会社に対する長期金銭債務 8,748百万円
5. 担保に供している資産
- | | |
|-----------|------------|
| 鉄軌道事業固定資産 | 307,359百万円 |
| 不動産事業固定資産 | 32,671百万円 |
6. 保証債務残高(保証予約等を含む) 19,856百万円
7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 22,915百万円
8. 特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により計上及び取り崩しております。
9. 鉄軌道事業固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金累計額 129,082百万円

損 益 計 算 書

平成 17 年 4 月 1 日 から
平成 18 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円、単位未満切捨)

科 目	金 額
経常損益の部 (営業損益の部)	
鉄軌道事業	138,201
営業収益	102,486
営業利益	35,715
不動産事業	106,232
営業収益	78,143
営業利益	28,089
全事業営業 (営業外損益の部)	63,804
営業外収益	3,386
受取利息及び配当	6,383
その他	9,770
営業外費用	16,376
支その他	2,975
の費用	19,352
経常利益	54,222
特別損益の部	
特別利益	2,331
固定資産売却益	5,824
子会社株式売却益	14,514
投資有価証券売却益	7,200
特定都市鉄道整備基金受取崩額	6,111
工事負担の特別利益	101
その他	36,083
特別損失	760
固定資産売却損	7,148
子会社株式評価損	5,292
分譲土地評価損	3,026
固定資産圧縮損	2,404
特定都市鉄道整備基金繰入額	1,889
その他特別損失	20,522
税引前当期純利益	69,782
法人税、住民税及び事業税	155
法人税等調整額	31,970
当期純利益	37,656
前期繰越利益	17,622
前期中間配当	2,949
当期未処分利益	52,329

- (注) 1. 営業収益 244,434百万円
 2. 営業費 180,629百万円
 運送営業費及び売上原価 95,108百万円
 販売費及び一般管理費 43,086百万円
 諸税 10,921百万円
 減価償却費 31,512百万円
 3. 子会社との取引高 52,618百万円
 営業収益 12,202百万円
 営業費 21,201百万円
 営業取引以外の取引高 19,214百万円
 4. 1株当たり当期純利益 31円89銭

重 要 な 会 計 方 針

貸借対照表及び損益計算書の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続きは、次の通りであります。

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法

財務諸表等規則上の子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価額等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品……移動平均法による原価法

分譲土地建物……地区別総平均法による原価法

(個別区画工事費及び一部点在地については個別法による原価法)

3. 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法は、定率法を採用しております。但し、鉄軌道事業の構築物のうち、取替資産については取替法を採用しております。なお、一部の賃貸施設については、定額法を採用しております。

また、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

4. 自社利用のソフトウェアの減価償却方法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

使用人及び使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により設定しております。

(ハ) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

当期末においては、当社の採用する退職給付制度について、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を控除した金額を超過しているため、当該超過額の合計は、投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理することとしております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に充てるため、平成17年6月29日の第136期定時株主総会で決議された役員退職慰労金打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(追加情報)

従来、役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく基準額を計上しておりましたが、第136期定時株主総会をもって、就任時から第135期定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を退任時に支給すること及び支給総額の上限を決議いたしました。これに伴い、決議された役員退職慰労金打ち切り支給額のうち、将来支給見込額を計上しております。

6. 鉄軌道業における工事負担金等の圧縮記帳処理

工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

7. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	52,329,549,864
利 益 処 分 額	
配 当 金	2,964,066,843
(1株につき2円50銭)	
役 員 賞 与 金	71,000,000
(取締役賞与金 59,000,000)	
(監査役賞与金 12,000,000)	
次 期 繰 越 利 益	49,294,483,021

(注) 平成17年12月9日に2,949,834,798円(1株につき2円50銭)の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月22日

東京急行電鉄株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 唐 澤 洋 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 湯 本 堅 司 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 基 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、東京急行電鉄株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第137期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

また、営業報告書に記載されている後発事象は、次期以降の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第137期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については定期的に営業等の報告を求め、必要に応じて各子会社を担当する取締役からその営業、業務及び財産の状況に関する報告ならびに説明を受けるとともに、重要な子会社については当該会社へ赴き監査役と意見の交換を行いました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月24日

東京急行電鉄株式会社

監査役会

常勤監査役	山	田	匡	通	Ⓔ
常勤監査役	垣	本	謙	一郎	Ⓔ
監査役	櫻	井	孝	穎	Ⓔ
監査役	河	野	俊	二	Ⓔ
監査役	岡	本	圀	衛	Ⓔ

連 結 貸 借 対 照 表

平成 18 年 3 月 31 日

(単位：百万円、単位未満切捨)

資 産 の 部		負債、少数株主持分及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	373,988	流 動 負 債	677,862
現金及び預金	48,482	支払手形及び買掛金	134,825
受取手形及び売掛金	125,448	短期借入金	277,490
有価証券	22	一年以内償還社債	65,500
たな卸資産	148,050	未払法人税等	6,821
繰延税金資産	22,987	賞与引当金	12,595
その他の	30,284	前受金及び未成工事受入金	86,235
貸倒引当金	△ 1,287	その他	94,394
固 定 資 産	1,647,279	固 定 負 債	1,008,418
有形固定資産	1,268,369	社債	242,729
建物及び構築物	527,009	長期借入金	521,205
機械装置及び運搬具	52,803	退職給付引当金	43,688
土地	503,455	役員退職慰労引当金	1,993
建設仮勘定	163,857	預り保証金	127,382
その他	21,244	繰延税金負債	28,741
無形固定資産	52,890	再評価に係る繰延税金負債	11,504
連結調整勘定	14,843	その他	31,174
その他の	38,046	特別法上の準備金	30,137
投資その他の資産	326,019	特定都市鉄道整備準備金	30,137
投資有価証券	170,600	負債合計	1,716,419
長期貸付金	809	少数株主持分	46,121
繰延税金資産	14,638	資 本 金	110,608
その他	159,305	資 本 剰 余 金	106,011
貸倒引当金	△ 19,333	利 益 剰 余 金	11,326
		土地再評価差額金	8,817
		株式等評価差額金	27,673
		為替換算調整勘定	△ 3,752
		自己株式	△ 1,957
		資 本 合 計	258,728
資 産 合 計	2,021,268	負債、少数株主持分及び資本合計	2,021,268

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 756,561百万円
 2. 「投資その他の資産」の「その他」に含まれている破産債権、更生債権等から控除した貸倒引当金 25,508百万円
 3. 担保に供している資産 476,129百万円
 4. 保証債務等 470百万円
 5. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 133,701百万円

連 結 損 益 計 算 書

平成 17 年 4 月 1 日 から
平成 18 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円、単位未満切捨)

科 目	金	額
(経 常 損 益 の 部)		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		1,388,554
営 業 費 用	1,056,071	
運 輸 費 及 び 販 売 費	246,827	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		1,302,899
営 業 利 益		85,654
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,851	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	13,932	
営 業 外 費 用		15,784
支 払 利 息	20,477	
分 法 に よ る 投 資 損 失	3,251	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,658	
経 常 利 益		74,052
(特 別 損 益 の 部)		
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,560	
特 定 都 市 鉄 道 整 備 準 備 金 取 崩 額	7,200	
工 事 負 担 金 等 受 入 額	6,554	
固 定 資 産 売 却 益	5,270	
そ の 他 の 特 別 利 益	3,710	
特 別 損 失		42,296
減 損 損 失	10,350	
販 売 用 不 動 産 評 価 損	8,030	
ホ テ ル 建 物 設 備 臨 時 償 却 費	5,844	
そ の 他 の 特 別 損 失	25,288	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		49,514
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		66,834
法 人 税 等 調 整 額		6,161
少 数 株 主 持 分 損 失		32,114
当 期 純 利 益		13,403
		41,962

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益 35円64銭
2. 事業の種類別セグメント情報

(単位：百万円、単位未満切捨)

区 分	営 業 収 益	営 業 利 益
交 通 事 業	192,927	38,929
不 動 産 事 業	141,725	21,808
リ テ ー ル 事 業	678,239	14,422
レ ジャ ー ・ サ ー ビ ス 事 業	189,512	2,835
ホ テ ル 事 業	103,382	3,906
そ の 他 事 業	154,245	2,404
計	1,460,032	84,306
消 去	(71,478)	1,348
連 結	1,388,554	85,654

(事業区分の変更)

前連結会計年度まで百貨店業、小売業、商社業を「流通事業」として区分表示しておりましたが、当連結会計年度を初年度とする中期3か年経営計画において、コア事業として新たにリテール関連事業を位置づけたことに伴い、経営の実態をより適切に開示するため、当連結会計年度より百貨店業、チェーンストア業、ショッピングセンター業およびその他小売業を「リテール事業」として区分表示することとしました。これに伴い、従来「不動産事業」に含めていたショッピングセンター業、「流通事業」に含めていた百貨店業および小売業、「レジャー・サービス事業」に含めていた一部小売業を「リテール事業」に区分し、「流通事業」に含めていた商社業を「その他事業」に区分しております。

なお、前連結会計年度を当連結会計年度の事業区分に組み替えた場合は、以下のとおりであります。

(単位：百万円、単位未満切捨)

区 分	営 業 収 益	営 業 利 益
交 通 事 業	263,897	39,460
不 動 産 事 業	159,151	20,526
リ テ ー ル 事 業	365,576	9,177
レジャー・サービス事業	54,608	1,715
ホ テ ル 事 業	102,873	2,747
そ の 他 事 業	159,765	2,755
計	1,105,873	76,381
消 去	(50,308)	632
連 結	1,055,564	77,014

3. 減損損失

当社グループは他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグループ化を行いました。継続的に地価の下落及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなるなど、当社グループは当連結会計年度において、収益性が著しく低下した固定資産グループ53件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（10,350百万円）として特別損失に計上いたしました。

※地域ごとの減損損失の内訳

- ・首都圏 3,418 (内、土地 1,861、建物及び構築物 1,223、その他 333) 百万円
- ・中部北陸圏 181 (内、土地 21、建物及び構築物 86、その他 72) 百万円
- ・近畿圏 938 (内、土地 938、建物及び構築物 -、その他 -) 百万円
- ・その他 5,813 (内、土地 781、建物及び構築物 4,489、その他 542) 百万円

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 196社

主要な連結子法人等の名称 (株)東急ストア、(株)東急百貨店、(株)ながの東急百貨店

(2) 主要な非連結子法人等の名称 (株)あいぜん苑 他2社

(連結の範囲から除いた理由) その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更

新規設立によりK Iリアルティ(有)他2社と上田交通(株)の鉄道事業を分割して設立した上田電鉄(株)を新たに連結の範囲に含めております。また、株式の売却により東急ロジスティック(株)他8社を、東急カナダCORP. 他4社は清算によりそれぞれ連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子法人等の数 2社、持分法適用関連会社の数 20社

主要な会社の名称 シロキ工業(株)、世紀東急工業(株)、東急建設(株)、(株)東急コミュニティ、東急不動産(株)、東急リパブル(株)、(株)東急レクリエーション

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子法人等及び関連会社の名称 (株)TMS 他4社

(持分法を適用しなかった理由) 当期純損益及び利益剰余金(持分に見合

う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の範囲の変更

新規設立により(株)ダイヤモンドアイを新たに持分法の適用範囲に含めております。また、(株)水戸プロパティー他1社は株式売却により、(株)メリッサコーポレーションは清算により持分法の適用範囲から除外しております。

3. 重要な会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金(その他有価証券)については、匿名組合の損益のうち帰属する持分相当損益を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減する処理を行っております。

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

分譲土地建物については、主として地区別総平均法による原価法及び個別法による原価法、その他については、各業種に応じ個別法による原価法、総平均法による原価法及び低価法、最終仕入原価法による原価法、先入先出法による原価法、売価還元法による原価法、移動平均法による原価法及び低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によるほか当社の一部賃貸施設及び一部連結子法人等については定額法との併用を行っております。ただし、当社及び国内連結子法人等については、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)について、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～75年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び新株発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に

については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

使用人及び使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため支給見込額基準により設定しております。

③退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、主としてその発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、主としてその発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）に基づく定額法により処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に充てるため、株主総会で決議された役員退職慰労金打ち切り支給額のうち、将来の支給見込み額を計上しております。なお、一部の国内連結子法人等は、内規に基づく基準額を計上しております。

（追加情報）

従来、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく基準額を計上しておりましたが、前連結会計年度に係る定時株主総会までに、退職慰労金の打ち切り支給及び退任時の支給総額を決議したため、決議された役員退職慰労金打ち切り支給額のうち、将来の支給見込み額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は主として期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 特別法上の準備金

特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により計上及び取崩しております。

(7) 鉄軌道業における工事負担金等の処理方法

当社及び当社の連結子法人等であります伊豆急行(株)及び上田電鉄(株)において、工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。また、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を、「その他の特別損失」に計上しております。

(8) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計

処理により計上しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、為替予約取引

ヘッジ対象：社債、借入金、外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

当社は、取引の権限等を定めた基準を業務執行規程の中において設けており、この基準に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。また、連結子法人等においても、内部規程に基づき、主に事業活動上生じる金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間についてのキャッシュ・フロー変動額の比率で判定しております。

(10) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法

全面時価評価法を採用しております。

5. 連結調整勘定の償却の方法及び期間

連結調整勘定の償却は、5年間の均等償却を行っております。ただし、重要性のないものは、一括償却しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月22日

東京急行電鉄株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 唐 澤 洋 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 湯 本 堅 司 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 基 ①
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、東京急行電鉄株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第137期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い東京急行電鉄株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、連結損益計算書注記の「2. 事業の種類別セグメント情報」に記載のとおり、会社は前連結会計年度まで百貨店業、小売業、商社業を「流通事業」として区分表示していたが、当連結会計年度より百貨店業、チェーンストア業、ショッピングセンター業およびその他小売業を「リテール事業」として区分表示している。これに伴い、従来「不動産事業」に含めていたショッピングセンター業、「流通事業」に含めていた百貨店業および小売業、「レジャー・サービス事業」に含めていた一部小売業を「リテール事業」に区分し、「流通事業」に含めていた商社業を「その他事業」に区分している。この変更は、当連結会計年度を初年度とする中期3か年経営計画において、コア事業として新たにリテール関連事業を位置づけたことに伴い、経営の実態をより適切に開示するために行ったものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第137期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月24日

東京急行電鉄株式会社

監査役会

常勤監査役 山 田 匡 通 ⑩

常勤監査役 垣 本 謙一郎 ⑩

監 査 役 櫻 井 孝 穎 ⑩

監 査 役 河 野 俊 二 ⑩

監 査 役 岡 本 圀 衛 ⑩

以 上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
(議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。)
2. 本サイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
3. 携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、本サイトはご利用いただけません。

パスワードのお取扱について

1. パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑と同様に大切に保管願います。
2. パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。詳しくは中央三井信託銀行にお問い合わせください。
3. 今回ご案内するパスワードは、本(第137期)株主総会に関して有効です。

本サイトをご利用いただくためには、システムについて次の条件を満たすことが必要です。

1. ハードウェアの条件
 - (1) インターネットにアクセスできる状態であること。
 - (2) 画面の解像度が横800ドット×縦600ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること。
2. ソフトウェアの条件
マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー(Microsoft® Internet Explorer) Version 5.01 Service pack 2以上のバージョンをインストールしておくこと。
Microsoft® および Internet Explorer は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※本サイト上にて、株主総会関係の資料および議案内容をご参照される場合は、システムについて別途次の条件を満たすことが必要です。

アドビ システムズ社 アクロバット・リーダー (Adobe® Acrobat® Reader™) Version 4.0以上またはAdobe® Reader® Version 6.0以上のバージョンをインストールしておくこと。

Adobe® Acrobat® Reader™, Adobe® Reader® は、Adobe Systems Incorporated (アドビ システムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート

電話 0120 (65) 2031 (フリーダイヤル)

受付時間 (土日休日を除く 9:00~21:00)

上記以外のご照会などにつきましては、下記にお問い合わせください。

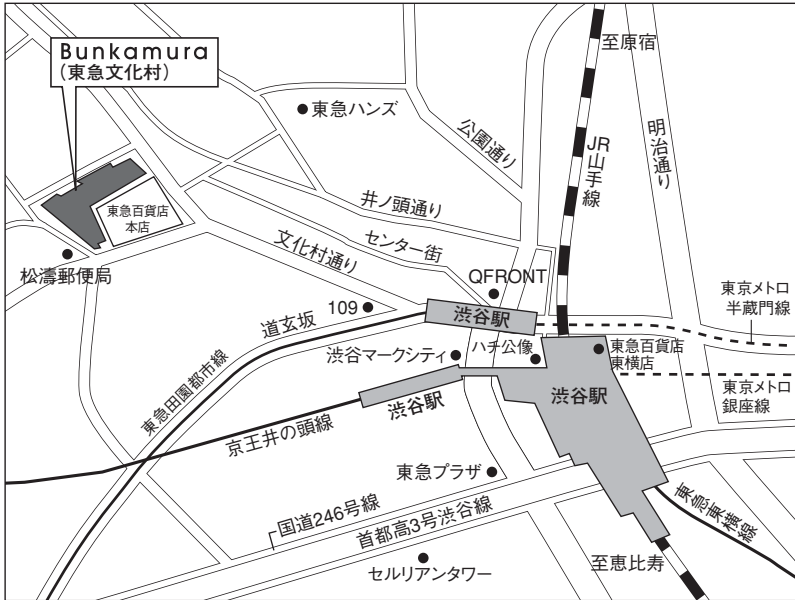
中央三井信託銀行 証券代行事務センター

電話 0120 (78) 2031 (フリーダイヤル)

受付時間 (土日休日を除く 9:00~17:00)

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂二丁目24番1号
Bunkamura オーチャードホール(東急文化村)



交通のご案内

- JR山手線／渋谷駅(ハチ公口)
より徒歩約7分
- 東急東横線、東京メトロ銀座線、
京王井の頭線／渋谷駅より
徒歩約7分
- 東急田園都市線、東京メトロ
半蔵門線／渋谷駅(3a出口)
より徒歩約5分